

## JCLP 運営ルール

### JCLP ロゴマーク利用ルール

#### 【背景】

- ✓ JCLP ロゴマーク(以降、ロゴマークとする)の各団体資料などへの掲載要望に対し、適宜、JCLP 事務局にて可否を判断。
- ✓ 会員増加に伴う要請増のため、ルール明確化により運営の円滑化が必要。

#### 【目的】

第1条 加盟団体の脱炭素活動や、JCLP の認知獲得に資する、適切なロゴマークの利用を目指す。

#### 【ロゴマーク利用可能範囲】

第2条 ロゴマークを加盟各団体(メンバー企業、賛助会員)の資料への掲載を、以下の範囲にて可能とする。

- (1) 掲載可能な資料は、付表 1 を参照のこと。
- (2) ロゴマークの利用は、加盟団体のみで可能とする(グループ会社などの利用不可)。

#### 【利用手順】

- (1) JCLP 事務局へ利用目的を伝え、所定のロゴマークを受領すること(利用可能なロゴマークのデザインは図 1 参照)。
- (2) 使用サンプルを、JCLP 事務局に提出すること。
- (3) JCLP 事務局より使用許可を得られた後、公開、配布を開始すること。

#### 【留意事項】

- ✓ 使用許可対象のデザインなどに変更が生じた場合は、すみやかに使用を停止し、変更内容を Japan-CLP 事務局に再度提出のこと。
- ✓ JCLP の活動目的に反する方法・表現で使用しないこと。
- ✓ 商品、広告内容等を JCLP が認定、承認、保証するかのような表現を用いないこと。
- ✓ ロゴマーク使用に関して発生する紛争などにより、JCLP に損害を与えないよう適正な使用をすること。
- ✓ ロゴマークの保護および漏えい防止に対して、適切な管理をすること。

【利用停止】

- ✓ JCLP を退会した場合は、すみやかにロゴマークの使用を中止すること。
- ✓ ロゴマークの利用目的が事実に反する場合、本運営ルールの遵守違反が確認された場合、JCLP 事務局は、是正処置の要求、ロゴマークの使用禁止等、必要な処置をとるものとする。

付表 1: ロゴマーク利用可否

利用可否	対象
可	団体 HP、団体紹介資料、環境報告書、名刺 (その他については、事務局へ相談のこと。)
不可	個別製品・サービス紹介資料 (JCLP による商材推奨に見える恐れがあるものは不可とする)

本運営ルールは、2018 年 7 月 2 日より施行する。